

知って  
おきたい

# 交際費課税のポイント



年末年始は、忘年会や新年会、何やかやと接待をする機会が増えますが、その場合の交際費課税が気になりますよね。そこで、交際費課税の概要と注意点をまとめてみました。

税理士 三輪 厚二

## ポイント

資本金1億円超の会社は、交際費の全額が損金不算入となる。  
 資本金1億円以下の会社は、年400万円までの部分は10%が損金不算入。それを超える部分は全額損金不算入となる。  
 費途が明らかでないもの(使途不明交際費)については、上記にかかわらず、全額損金不算入となる。  
 使途が明らかにされないもの(使途秘匿金)については、損金不算入とされたうえで、その使途秘匿金に対して40%の税率による特別課税(追加課税)がされる。

## 交際費等の取扱い

会社が、交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に係るのある者などに対して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のためにこれを支出した場合、その交際費等は、原則として、全額損金不算入となります。これが交際費課税といわれているものですが、期末資本金1億円以下の中小企業に限っては、次のように一部損金算入が認められています。

期末の資本金額	損金算入限度額
1億円以下の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年400万円</li> <li>・支出交際費等の額</li> </ul> いずれか少ない額(A) $(A) - (A) \times 10\% = \text{損金算入限度額}$
1億円超の場合	ゼロ(全額損金不算入)

## 使途不明交際費の取扱い

ただし、会社が、交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭であってもその費途が明らかでないもの(使途不明金)については、上記にかかわらず(つまり、会社の規模に関係なく)支出額の全額が損金不算入となります。

## 使途秘匿金の取扱い

また、使途不明交際費が「使途秘匿金」に該当するときは、その使途秘匿金については、損金不算入とされたうえで、その使途秘匿金に対して40%の税率による特別課税(追加課税)が行われることとなっています。

## 使途秘匿金とは

使途秘匿金とは、具体的に次のような条件に当てはまるものをいいます。

- (1) 金銭の支出であるか、金銭以外の資産の引渡しであるときは、贈与、供与、その他これらに類する目的のために行われるものであること。
- (2) 相当の理由なく相手方の氏名等(氏名又は名称、住所又は所在地、支出事由)を帳簿書類に記載していないこと。  
 (注1) 帳簿書類には、会計帳簿以外の領収書や請求書などの書類も含まれます。  
 (注2) 相手方の氏名等が帳簿書類に記載されているかどうかの判定は、法人税の申告期限において行われます。  
 (注3) 相手方の氏名等の記載のないのがこれを秘匿するためでないことが明らかに認められるときは、特別課税の対象となりません。
- (3) 明らかに相当の資産の譲受けその他の取引の対価であると認められるものではないこと。

## 交際費にならない飲食費

会社が支出した費用が交際費等に該当するかどうかは、その実態によって判断されます。よくアルコールが入ったら交際費に該当するなどといわれますが、それも程度により、会議の席上、昼食(ランチ)程度の食事を提供するに当たり、ビール1本程度の酒類を添えるのであれば会議費、すなわち、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当することとなり、交際費としては取り扱われないこととされています。

## 交際費にならない歳暮、年賀

また、交際費とは、法人がその得意先、仕入先その他事業に係るのある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますから、お歳暮や年賀の贈答費用は、当然ながら、交際費に該当することになるのですが、カレンダーや手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用については、得意先等に対する贈答ではありますが、(1) 広告宣伝的な要素を含んでいることや(2) 習慣として行われるものであること、(3) 金額が少額であることなどから、交際費に含めず広告宣伝費として取り扱うことができることとなっています。

(注) 平成18年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)では、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外するとしています。今後の税制改正の動向にご注意ください。